平成２４年（フ）第３４７号
大阪府貝塚市浦田195番地―54号
債務者　仲村渠博明
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
北海道白老郡白老町高砂町２丁目10番23号、前住所北海道白老郡白老町高砂町２丁目10番22号
債務者　堀川　博之
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
北海道白老郡白老町高砂町２丁目10番23号、前住所北海道白老郡白老町高砂町２丁目10番22号
債務者　堀川恵利子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３９７２号
大阪府八尾市山本町南３丁目６番25号　ユーエム・マンション403号
債務者　藤本　智子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４１７号
大阪市中央区久太郎町１－１－７　ＤＡＩＤＯメゾン本町ＥＡＳＴ901号室、住民票上の住所大阪府東大阪市昭和町19番４号
債務者　大江　　航
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６９１号
大阪市鶴見区鶴見３丁目４番17―203号
債務者　長谷川喜利枝（旧姓大路・木藤）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８１９号
大阪市北区本庄西２丁目12番３号　エムズ東梅田３Ｄ号室
債務者　田上　勝久
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８４４号
大阪市都島区中野町４丁目17番８号　林マンション305号
債務者　神﨑　信幸
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８８７号
大阪府門真市北岸和田３丁目５番１号
債務者　土生　　進
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９３１号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目20番32号　フェリスハイム106号
債務者　中川　光行
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９３３号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目30番１―210号
債務者　コヤケ産業こと　小宅伸太郎
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９４７号
大阪市生野区勝山北５丁目11番３号
債務者　西川えいみ（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９５５号
大阪府摂津市鶴野４丁目21番23―310号
債務者　田口　　純
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０９８号
大阪市住之江区北島１丁目３番33号　ビバリーヒルズ北島東３Ｃ
債務者　本間　秀信
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２９６号
大阪市北区中津６丁目８番33号　三井ビル601号室
債務者　鈴木　紀代
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３６４号
大阪府枚方市渚栄町46番２―101号、前住所大阪府枚方市田口２丁目38番18―105号
債務者　前川　潤子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３７８号
大阪市淀川区西三国４丁目10番８―1007号
債務者　堀川　浩二
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部